

第四百十回 参議院法務委員会會議録第八号

平成九年五月十三日(火曜日)

午前十時開会

事務局側  
常任委員会専門員 吉岡 恒男君

委員の異動

四月二十五日

三浦 一水君

伊藤 基隆君

五月十二日

岡 利定君

下稲葉耕吉君

伊藤 基隆君

補欠選任

中原 爽君

補欠選任

塩崎 恭久君

一井 淳治君

補欠選任

塩崎 恭久君

一井 淳治君

補欠選任

岡部 三郎君

久世 公堯君

浜四津敏子君

橋本 敦君

遠藤 要君

志村 哲良君

塩崎 恭久君

中原 爽君

林田愨紀夫君

大森 礼子君

山崎 順子君

及川 一夫君

照屋 寛徳君

一井 淳治君

菅野 久光君

保岡 興治君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

本日の會議に付した案件

○商法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(統訓弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十五日、三浦一水君が委員を辞任され、その補欠として中原爽君が選任されました。

また、昨十二日、下稲葉耕吉君、岡利定君及び伊藤基隆君が委員を辞任され、その補欠として塩崎恭久君及び一井淳治君が選任されました。

○委員長(統訓弘君) 商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員保岡興治君。

○衆議院議員(保岡興治君) ただいま議題となりました商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

商法は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、ストックオプション制度を整備することにより、株式会社を取締役及び使用人の意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材確保の有効な手段として、企業の業績向上や国際競争力の増大

に資するとともに、自己の株式の消却に関する手續を緩和することにより、資本市場の効率化、活性化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するためのものであります。そこで、株式会社について、株式及び新株引受権によるストックオプション制度の整備を図るために商法の一部を改正するとともに、上場会社、店頭登録会社について、定款をもって取締役会の決議により自己の株式を取得し、消却することができるよう、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律を新たに制定しようとするものであります。その主な内容は、次のとおりであります。

まず、商法の一部を改正する法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、第二百十条ノ二第一項により、会社が自己の株式を取得することができる場合として、使用人以外に、取締役に対して株式を譲渡する場合を追加することとし、また、取得することができる株式の数量を、発行済み株式総数の十分の一を超えない範囲内とし、取得方法として公開買付けによることもできることとするものであります。この場合、特定の取締役または使用人に対して、あらかじめ定めた価額で会社からその株式を自己に譲渡すべき旨を請求する権利を与える契約に基づいて株式を譲り渡すために、株式を買い受けるときは、その取締役または使用人の氏名、譲り渡す株式の種類、数、譲渡価額及び権利行使期間等につき、定時株主総会の決議を要するものとし、会社が買い受けることができる株式の取得価額の総額は、配当可能利益の範囲内に限ることとするものであります。なお、右決議により定める権利行使期間は、決議の日から十年内とするものであります。

第二は、会社は、定款に定めがある場合に限り、正当の理由があるときは、取締役または使用人に新株の引受権を与えることができることとする規定を新設するものであります。この場合、新株の引受権を与える取締役または使用人の氏名、新株の引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額並びに新株の引受権を行使することのできる期間等につき、株主総会の特別決議がなければならぬこととするものであります。また、新株の引受権の目的である株式の総額は、株主総会の決議で既に定められた新株引受権の目的である株式であつて発行されていないものの数と合わせて、発行済み株式総数の十分の一を超えることができないこととし、新株の引受権の行使期間は、右特別決議の日から十年内とするものであります。

次に、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、特例の対象とする会社は、上場会社、店頭登録会社に限ることとし、これらの会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務または財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により自己の株式を買い受けて消却することができる旨定めることとすることができるものであります。また、取締役会に授權できる株式の総数は発行済み株式総数の十分の一を超えることができないこととし、定款によりその株式の総数を定めることとするものであります。なお、定款により自己の株式の買い受け、消却について授權を受けた取締役会では、買い受けるべき株式の種類、数及び取得価額の総額について決議することとしております。

第二は、自己の株式の取得期限は、取締役会決議後、最初の決算期に関する定時株主総会までとし、取得方法は、現行どおり市場買付けまたは公開買付けによることとし、取得財源につきましては

しては、中間配当財源の二分の一を上限とするものであります。

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○委員長(統訓弘君) 委員の各位に大変御苦勞、お世話をお願いになりますが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(統訓弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(統訓弘君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案の審査のため、来る十五日の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(統訓弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第一〇一七号)  
一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一〇三八号(第一〇四〇号)(第一〇四二号))

第九七七号 平成九年四月十一日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市青山台三ノ一〇ノ一 八 熱田眞知子 外百五十一名

紹介議員 大脇 雅子君  
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第九八一号 平成九年四月十一日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(二通)

請願者 東京都調布市上石原一ノ一ノ二 二〇二 伏井眞紀 外二百六十六名

紹介議員 水野 誠一君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第九八三号 平成九年四月十一日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田二ノ三ノ一 五ノ七〇三 木郷健三 外百四十八名

紹介議員 西川 玲子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第九九〇号 平成九年四月十四日受理  
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 横浜市港北区新羽町五四〇 中村 由紀子 外百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一〇一七号 平成九年四月十六日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 千葉県習志野市東習志野八ノ三〇 二九 柴田むつみ 外百名

紹介議員 林 久美子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一〇三八号 平成九年四月十七日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 愛知県岡崎市八帖町字大通四三 大久保正 外百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君  
治安維持法犠牲者は、戦前の絶対主義的天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に弾圧され多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された大正十四年から廃止されるまでの二十年間に、逮捕者が数十万人、送検された人が七万五千人、拷問により虐殺され、また獄死した人が合わせて約二千人にも上る。戦後、治安維持法はポツダム宣言の受諾により人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人は無罪とされた。しかし、政府はあの十五年戦争が侵略戦争であったことも、治安維持法が人道に反する悪法であったこともいまだに認めようとしない。ドイツは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアも国家賠償法を制定し、ファシズム体制下で実刑判決を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給している。ついでには、次の事項について実現を図らなければならない。

一、治安維持法犠牲者に、次の内容の治安維持法国家賠償法(仮称)を制定すること。  
1 国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。  
2 国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。

第一〇四〇号 平成九年四月十七日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山西田一、九 二九〇七 小林則義 外百九十九名

紹介議員 今井 澄君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四二号 平成九年四月十七日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡須恵町旅石八六ノ二 七六 橋本幸夫 外百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

五月九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、商法の一部を改正する法律案(衆)  
一、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案(衆)

商法の一部を改正する法律案  
商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節ノ一 新株ノ発行」を「第三節ノ二 新株ノ発行」に改める。

取締役又ハ使用人ニ対スル新株ノ引受権ノ付与に改める。

第百七十五条第二項第四号ノ二の次に次の一号を加える。

四ノ三 取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百十條ノ二第一項中「使用人」を「取締役又

と

と

と

と

と

と

と

ハ使用人」に、「百分ノ三」を「十分ノ一」に改め、同条第二項中「使用人」を「取締役又ハ使用人」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定ノ取締役又ハ使用人ニ対シテメ定メタル額ヲ以テ会社ヨリ其ノ株式ヲ自己ニ譲渡スベキ旨ヲ請求スル権利ヲ与フル契約ニ基キ株式ヲ譲渡ス為ニ買受クルトキハ其ノ取締役又ハ使用人ノ氏名、其ノ者ニ譲渡スベキ株式ノ種類、数及譲渡ノ価額並ニ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間並ニ其ノ権利ノ行使ニ付テノ条件

第二百十條ノ二第三項中「百分ノ三」を「十分ノ一」に改める。  
第二百十條ノ二第八項に次のただし書を加える。

但シ株式ノ買取ヲ公告シテ為ス取引ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十條ノ二第三項の次に次の二項を加える。

第二項第三号ノ期間ノ終期ハ同項ノ決議ノ日ヨリ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ  
第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ハ第二百十條ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百十條ノ二に次の一項を加える。  
第二項第三号ニ定ムル場合ニ於テ取締役又ハ使用人ニ同号ノ権利ヲ与フルコトヲ得ベキ期間ハ同項第一号ニ定ムル時迄トス

第二百十一條中「六月内ニ使用人ニ株式ヲ譲渡ス」を「六月内(同条第二項第三号ニ定ムル場合ニ在リテハ同号ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間内)ニ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザリシトキハ相当ノ時期ニ株式ヲ処分ス」に改める。

第二百十二條ノ二第二項中「第二百十條ノ二第二項各号」を「第二百十條ノ二第二項第一号及第二号」に改め、同条第四項中「第二百十條ノ二第四項乃至第八項」を「第二百十條ノ二第六項乃至第十

項」に改め、同項ただし書を削る。  
第二編第四章第三節ノ二の次に次の一節を加える。

第三節ノ三 取締役又ハ使用人ニ対スル新株ノ引受権ノ付与

第二百十條ノ十九 会社ハ定款ニ定アル場合ニ限り正当ノ理由アルトキハ取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ得ベキ期間並ニ其ノ種類、数及発行ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行額並ニ新株ノ引受権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間並ニ新株ノ引受権ノ行使ニ付テノ条件ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ニ依リ定ムル新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ総数ハ其ノ決議ヨリ前ノ同項ノ決議ニ依リ定メタル新株ノ引受権ノ目的タル株式ニシテ未ダ発行サレザルモノノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二項ノ期間ノ終期ハ同項ノ決議ノ日ヨリ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ  
第二項ノ決議ハ第二百十條ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二項ノ決議ハ決議後一年内ニ与フル新株ノ引受権ニ付テノ其ノ効力ヲ有ス  
第二百十條ノ二第二項後段及第八項前段ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第二百十條ノ二十 新株ノ引受権ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ズ

第二百十條ノ二十一 第二百十條ノ十九第二項ノ決議ヲ為シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス  
一 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行額  
二 新株ノ引受権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間  
第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス  
第二百十條ノ二十一 新株ノ引受権ヲ行使スル者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ発行額面ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス  
前項ノ払込ハ会社方払込ヲ取扱フベキモノトシテ定メタル銀行又ハ信託会社ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル  
第二百十條ノ二十一 規定ハ第二項ノ請求書ニ、第二百十條ノ規定ハ第二項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二條ノ二第三項ノ規定ハ第二百十條ノ十九第二項ノ決議ヲ為シタル場合ニ、第二百二十二條ノ七及第二百四十一條ノ六ノ規定ハ新株ノ引受権ノ行使アリタル場合ニ、第二百十條ノ二第二項第四号ノ規定ハ新株ノ引受権ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス

第四百十四條第二項中「転換社債又ハ新株引受権付社債」を「転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百十條ノ十九第一項ノ新株ノ引受権ニ係ル義務」に、「又ハ新株引受権付社債ノ登記」を、「新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式ノ登記」に改める。

第四百九十八條第一項第十一号ノ二中「第二百十條ノ二第七項」を「第二百十條ノ二第九項」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 目次の改正規定、第七十五條の改正規定

定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百十四條の改正規定並びに附則第六條及び第七條の規定、平成九年十月一日  
二 附則第八條から第十一條までの規定、平成十年四月一日

(経過措置)  
第二条 この法律の施行前に定時総会の招集の手続が開始された場合におけるその定時総会の決議に係る自己の株式の取得については、なお従前の例による。  
(罰則の適用に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有限会社法の一部改正)  
第四条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十四條第四項中「第二百十條ノ二第二項前段第六項前段」を「第二百十條ノ二第二項前段第八項前段」に改め、同条第五項中「第二百十條ノ二第四項」を「第二百十條ノ二第六項」に改める。

(証券取引法の一部改正)  
第五条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十七條の二十二の二第二項中「商法第二百十二條ノ二第一項又は」を「商法第二百十條ノ二第二項又は同法第二百十二條ノ二第一項若しくは」に改め、「株式の消却のための」を削る。  
(商業登記法の一部改正)  
第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十二條の二第二号中「前条第四号」を「第八十二條第四号」に改め、同条を第八十二條の三とし、第八十二條の次に次の一条を加える。  
(取締役等に与えられた新株の引受権の行使

による変更の登記)

第八十二条の二 商法第二百八十条ノ十九第一項の新株の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 商法第二百八十条ノ二十二第一項の請求書の提出を証する書面
- 二 前条第四号に掲げる書面

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第十九号(子中)若しくは新株引受権付社債を、新株引受権付社債若しくは新株の引受権の行使により発行すべき株式に改める。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第八条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「新株発行」を「新株の引受権の付与」に改め、同条第一項前段中「特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について」を削り、「第三百四十三条に定める決議がなければならぬ」を「第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分の一」とあるのは、「三分の一」とするに改め、同項後段及び各号を削り、同条第二項中「決議」を規定に、「する」場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、することができ」を「商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第九条から第十一条までを次のように改める。

削除

第十三条第一項を次のように改める。  
前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条を削る。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下この条において「新規事業法」という)第四条第一項に規定する実施計画(前条の規定による改正前の新規事業法第八条の新株発行の特例に係るものに限る)の認定を受けた株式会社については、前条の規定による改正前の新規事業法第八条から第十一条まで、第十三条(第一項第四号及び第三項を除く)及び第十四条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合における前条の規定による改正前の新規事業法第八条第一項の決議は、商法第二百八十条ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議があつた場合において、その決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してはいないものがあるときは、することができない。

3 第一項の場合における商法第二百八十条ノ二第五項、前条の規定による改正後の新規事業法第八条第一項及び前条の規定による改正前の新規事業法第八条第三項の規定の適用については、商法第二百八十条ノ二第五項中「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」とあるのは、「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」と改め、同項後段及び各号を削り、同条第二項中「決議」を規定に、「する」場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、適用する」を「商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

則第八条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ行使サレザルモノ」と改め、同条第三項から第六項までを削る。

施行円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ行使サレザルモノ」と改め、前条の規定による改正後の新規事業法第八条第一項中「十分の一」とあるのは、「二併せて発行済株式ノ総数ノ十分の一」と、「三分の一」とあるのは、「及商法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第八

条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ行使サレザルモノノ数ト併せて発行済株式ノ総数ノ三分の一」と、前条の規定による改正前の新規事業法第八条第三項中「と合わせ」とあるのは、「及び商法第二百八十条ノ十九第二項の決議により定められた新株の引受権の目的たる株式であつて発行されていないもの数と合わせて」とする。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第十条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「新株発行に係る株主総会決議」を「新株の引受権の付与」に改め、同条第一項前段中「特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について」を削り、「第三百四十三条に定める決議がなければならぬ」を「第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分の一」とあるのは、「五分の一」とするに改め、同項後段及び各号を削り、同条第二項中「決議」を規定に、「する」場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、適用する」を「商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第九条から第十一条までを削り、第十二条を

第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十四条第一項を次のように改める。  
前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十四条を第十一号とする。

第十五条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前に特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下この条において「通信・放送開発法」という)第四条第一項の認定又は第五条第一項の変更の認定を受けた実施計画(前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条の新株発行に係る株主総会決議の特例に係るものに限る)に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社については、前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条から第十一条まで、第十四条(第一項第四号を除く)及び第十五条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合における前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第一項の決議は、商法第二百八十条ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議があつた場合において、その決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡してはいないものがあるときは、することができない。

3 第一項の場合における商法第二百八十条ノ二第五項、前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項及び前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第三項の規定の適用については、商法第二百八十条ノ二第五項中「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」とあるのは、「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」と改め、同項後段及び各号を削り、同条第二項中「決議」を規定に、「する」場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、適用する」を「商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

又ハ商法の一部を改正する法律(平成九年法律

第 号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定通信・放送開業事業実施円滑化法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザルモノ」と、前条ノ規定による改正後の通信・放送開業法第八条第一項中「十分ノ一」とあるのは「ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは「及商法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定通信・放送開業事業実施円滑化法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザルモノノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ五分ノ一」と、前条ノ規定による改正前の通信・放送開業法第八条第三項中「と合わせて」とあるのは「及び商法第二百八十条ノ十九第二項ノ決議により定めた新株ノ引受権の目的たる株式であつて発行されてないものの数と合わせて」とする。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公開会社について株式を消却する手續に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めることにより、資本市場の効率化と活性化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券取引所 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。

二 証券業協会 証券取引法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。

三 上場株式 証券取引所に上場されている株式をいう。

式をいう。

四 店頭売買株式 証券業協会に備える証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式をいう。

五 公開会社 上場株式の発行者である会社又は店頭売買株式の発行者である会社をいう。

六 証券会社 証券取引法第一条第九項に規定する証券会社をいう。

七 外国証券会社 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。

八 公開買付け 証券取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。

(株式の消却に関する商法の特例)

第三条 公開会社は、定款をもつて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議によりその株式を買ひ受けて消却することができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、定款をもつて、その定めをした日後において取締役会の決議により買ひ受けて消却することができる株式の総数を定めなければならない。

3 前項の株式の総数は、発行済株式の総数の十分の一を超えない。

4 第一項の決議においては、買ひ受けるべき株式の種類、数及び取得価額の総額を定めなければならない。

5 第一項の決議によりその決議後最初の決算期に関する定時総会の終結の時までに買ひ受けることができる株式の取得価額の総額は、最終の貸借対照表上の純資産額から商法第二百九十三条ノ五第三項各号の金額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を控除した額の二分の一を超えることができない。

6 第一項の決議による株式の買受けは、前項の定時総会の終結の後においては、することができない。

きない。

(株式の買受けの方法)

第四条 前条第一項の規定による株式の買受けは、その株式が上場株式であるときは証券取引所においてする取引に、店頭売買株式であるときは証券業協会の協会員である証券会社(外国証券会社を含む)が自己又は他人の計算においてする取引で主務省令で定めるものによらなければならない。ただし、公開買付けによるときは、この限りでない。

(株式を買ひ受けた場合の措置)

第五条 第三条第一項の規定により株式を買ひ受けたときは、会社は、遅滞なく、その株式について失効の手續をしなければならない。

2 第三条第一項の規定により株式を買ひ受けたときは、取締役は、その買受けに係る決議後最初の決算期に関する定時総会において、買受けをした理由、買ひ受けた株式の種類、総数及び取得価額の総額並びに失効の手續をした旨を報告しなければならない。

(取締役の責任)

第六条 第三条第五項の規定に違反して同条第一項の規定による株式の買受けをしたときは、その買受けをした取締役は、会社に対し連帯して、違法に買ひ受けた株式の取得価額につき賠償の責めに任ずる。

2 商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の取締役の責任について準用する。

(商法の準用等)

第七条 商法第二百二十二条ノ二第五項から第七項までの規定は、第三条第一項の規定による株式の買受けについて準用する。

2 第三条第一項の場合における商法第二百九十三条ノ五第三項第五号の規定の適用については、同号中「又ハ第二百二十二条ノ二第一項」とあるのは、「第二百二十二条ノ二第一項又ハ株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項」とする。

(主務省令)

第八条 この法律において、主務省令は、大蔵省令・法務省令とする。

(過料)

第九条 取締役、商法第八十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は同法第二百五十八条第二項の職務代行者が、第五条第一項の規定に違反して、株式の失効の手續をしなかつたときは、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十四条の六第一項中「又は第二百二十二条ノ二第一項」を「若しくは第二百二十二条ノ二第一項」に改め、「規定による定時総会の決議」の下に「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第 号)第三条第一項に規定する取締役会の決議」を、「大蔵省令で定めるところにより、当該決議があつた定時総会の終結した日」の下に「又は当該取締役会の決議があつた日」を加え、「当該決議後」を「当該定時総会の決議後又は当該取締役会の決議後」に、「当該決議に基づいて」を「当該定時総会の決議又は当該取締役会の決議に基づいて」に改める。

第二十七条の二十二の二第一項中「第二百二十二条ノ二第一項」の下に「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項」を加える。

第五十六条の二第四項中「第二百九十条及び第二百九十三条ノ五」を「第二百九十条、第二百九

九十三条ノ五及び株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三号に、「同法第二百十條ノ四第二項」を「商法第二百十條ノ四第二項」に改める。

第六百六十六條第二項第一号ハ中「又は」を「若しくは」に改め、「第二百二十二條ノ二」の下に「又は株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三号」を加え、同条第五項第四号の二中「又は第二百二十二條ノ二の規定による」を「若しくは第二百二十二條ノ二又は株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三号の規定による」に、「又は第二百二十二條ノ二第一項」を「若しくは第二百二十二條ノ二第一項」に改め、「定時總會の決議」の下に「又は株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三号第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「当該決議の内容が」を「当該定時總會の決議又は当該取締役会の決議の内容が」に、「当該決議前に」を「当該定時總會の決議又は当該取締役会の決議の後に」に、「当該決議に基づいて」を「当該定時總會の決議又は当該取締役会の決議に基づいて」に改める。

（銀行法の一部改正）  
第四條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條の二第四項中「及び第二百九十三條ノ五（中間配当）」を、「第二百九十三條ノ五（中間配当）及び株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律（平成九年法律第 号）第三條株式の消却に關する商法の特例」に、「同法第二百十條ノ四第二項」を「商法第二百十條ノ四第二項」に改める。

（保險業法の一部改正）  
第五條 保險業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「若しくは第二百二十二條ノ二第一項」を、「第二百二十二條ノ二第一項若しくは株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律（平成九年法律第 号）第三條株式の消却に關する商法の特例」に改める。

る法律（平成九年法律第 号）第三條第一項」に改める。

五月九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願（第一〇四八号）（第一〇五七号）（第一〇六一号）（第一〇七四号）（第一〇七七号）（第一〇八八号）

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に關する請願（第一〇九八号）

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願（第一〇九九号）（第一一〇六号）（第一一一二号）（第一一一七号）（第一一二二号）（第一一四〇号）（第一一四九号）（第一一五三三号）（第一一六一号）（第一一七〇号）

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に關する請願（第一一八二号）

第一〇四八号 平成九年四月十八日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 札幌市東区北八条東十六ノ二ノ二  
一 伊藤三郎 外九百八十九名

紹介議員 風間 昶君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五七号 平成九年四月十八日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 宮崎県延岡市中川原町三ノ二九  
前田丈夫 外百二名

紹介議員 島袋 宗康君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇六一号 平成九年四月二十一日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 福岡市中央区大名二ノ二ノ五一  
小泉幸雄 外九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇七四号 平成九年四月二十一日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 東京都武蔵野市八幡町四ノ七ノ三  
佐々木由里子 外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇七七号 平成九年四月二十一日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 札幌市東区北四十二条東二丁目  
目 伊藤俊 外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇八八号 平成九年四月二十一日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 埼玉県坂戸市塚越一、四一六ノ四  
七 山本悦治 外九百六十九名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇九八号 平成九年四月二十一日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に關する請願

請願者 川崎市中原区小杉町二ノ二二八  
名 一、三二一 小笠原公子 外百

紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一〇九九号 平成九年四月二十一日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町後台一、二八  
二ノ六 松本公平 外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一〇六号 平成九年四月二十二日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 福岡市中央区那の川二ノ九ノ二二  
ノ六〇八 堤康弘 外九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一一二号 平成九年四月二十二日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町平町一、七  
一七ノ四二 石井健二 外九百三十九名

紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一一七号 平成九年四月二十二日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 埼玉県川口市芝二ノ一五ノ二二  
山本将太 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一二二号 平成九年四月二十二日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に關する請願

請願者 鹿児島県出水市米ノ津町一〇ノ一  
〇 木村昭和 外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一四〇号 平成九年四月二十二日受理  
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定  
に関する請願

請願者 埼玉県秩父市下影森七二七ノ一  
若林光一 外九百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一四九号 平成九年四月二十二日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定  
に関する請願

請願者 兵庫県明石市太寺四ノ一ノ六 高  
橋敏男 外九百九十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一五三号 平成九年四月二十三日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定  
に関する請願(一通)

請願者 新潟市つくし野一ノ二ノ一九 近  
藤政俊 外千九百九十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一六一号 平成九年四月二十三日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定  
に関する請願

請願者 新潟県長岡市川袋町八六四 近藤  
太一 外九百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一七〇号 平成九年四月二十三日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定  
に関する請願

請願者 北海道岩見沢市峰延町三九二 白

石渚一 外九百九十九名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一八一号 平成九年四月二十四日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 埼玉県大宮市新堤八〇ノ一 中島  
友子 外百八十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

平成九年五月十六日印刷

平成九年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局